

それでは行います。

本日、政府におきまして、三重県がまん延防止等重点措置を実施する地域に適用をされました。これは、三重県における感染者の状況については、県民の皆さんが、特に4月19日の三重県緊急警戒宣言発出以降、ご協力いただき、感染者数は一定の減少が見られるものの、病床利用率、入院調整中など、皆さんの命と健康を守るための医療提供体制が厳しさを増していること。また、愛知県の緊急事態宣言、岐阜県のまん延防止等重点措置、それとあわせて、東海3県で一体となって、何としても感染を押しえ込んでいきたい。そのような理由から今回の措置の適用となりました。

28日に、4月28日に正式に政府に要請をした。これは大変強い危機感から、県民の皆さんの命と健康を守りたい。守らなければならない。そういう思いからの危機感を政府が受けとめていただき、今回の適用となりました。

これまで以上に、県民の皆さんに厳しい、大変心苦しいですけれども、お願いをさせていただくこととなります。県民の皆様、おひとりおひとりのご協力を得て、何としても感染を押しえ込んでいきたい。そのように考えております。全員野球、オール三重でぜひとも感染を押しえ込んでいきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは直近の感染状況について説明をします。

(資料を掲示)直近の感染状況は、この期間の平均の値が書いてあります。この4月23から29のところをピークに若干下がっておりますけれども、まだまだ予断を許せる状況にありません。そして病床使用率はこの時点のものでありますけど、1週間ごとに見ていきますが、59.4、本日若干下がって59.2でありますけれども、大変厳しい状況が続いています。

そしてクラスターも発生をしています。4月19日の緊急警戒宣言発出以降も15事例のクラスターが発生しています。主に福祉施設、飲食店、あるいは事業所内での居場所の切り替わり。こういうことで、感染者数は高水準で予断を許さない状況であると考えています。

次お願いします。

これは見ていただいたとおりの、この現在の県内の発生状況です。先ほど申し上げましたとおり増加は鈍化しているものの、まだ感染者数は依然として多い。そういう状況でありますし、この3月下旬以降、急激に増加をしているということでもあります。

次お願いします。

そして今日、政府の説明にもありましたが、変異株が大変猛烈な勢い、大変強力な影響を及ぼしています。こういう形で県の検査によりまして、この628人の方が変異株陽性というのが判明しておりますけれども、直近の1週間では、検査したうちの86%が変異

株という状況です。変異株は、感染力が今までよりも1.3倍強い、あるいは重症化しやすい、あるいは死亡も増える。そういうような、この研究なども出されています。

次お願いします。

そこでここにありますとおり、こういうような状況を踏まえまして、先ほど申しあげましたとおり、まん延防止等重点措置を適用いたします。5月9日、日曜日から、5月31日、月曜日までの26日間となります。

まん延防止等重点措置は、三重県全体でやります。三重県全体でやります。その上で、さらに感染状況や医療提供体制が厳しいところ、あるいは生活圏に注目をしてより強い措置を、そしてそのお願いしたことに、要請を正当な理由なく従っていただけない場合に、命令や罰則のある、より強いものをやる区域がこの12市町であります。

ですので繰り返しますけども、まん延防止等重点措置は全県でやります。全県でやります。

オール三重で対応していくその中でより強い措置、先ほど言いました命令や罰則を伴うような措置をお願いしていくのが、この12の市町であるということであらためてご理解いただきたいと思えます。まん延防止等重点措置は全県でやります。

次お願いします。

具体的をお願いすることです。この後、24条9項に基づく要請というのと、31条の6第1項に基づく要請という、2つの要請が出てきますけれども、31項の方が命令や罰則があるものです。24条9項の方が、命令や罰則のない要請であります。この2つになっています。

これ県民の皆様、すべての県民の皆様にこの法律、24条9項に基づく、日中も含めた県内の外出や移動を避けていただきたい。生活の維持に必要な場合を除いて、ということです。

それからさらに24条9項に基づいて、県民の皆さんご自身で、20時で営業時間の短縮をお願いしているわけでありましてけれども、飲食店にみだりに出入りすることは避けてください。これは12市町では31条になりますので、これをみだりに入っていただきますと、命令や罰則がかかる。そういうような状況になります。

そして、大人数、長時間になる飲食は避けてください。県境を越える移動は避けてください。生活の維持に必要な場合を除いてです。そして県外の皆様へのお願いもあります。生活の維持に必要な場合を除いて三重県への移動を避けてください。

次お願いします。

これは、重点措置区域12市町でお願いをしたいことです。12市町でお願いしたいことです。31条、命令や罰則のある要請です。

20時までの営業時間の短縮。飲食店におけるカラオケ設備の利用の自粛。そして、酒類の提供を行わないということ。そして、この1000平米を超える運動施設や遊興施設、物品販売業の営業時間を20時までにしていただくということです。

この下のところは24条9項ですが、上2つは、重点措置区域内については、12市町については、命令罰則のある法律の要請となっています。

次お願いします。

これは重点措置区域外、ですので17市町には24条9項、この命令や罰則のない24条9項に基づく要請で、営業時間の短縮、これまでも見回りもさせていただいていますけれども、すでに多くの店舗にご協力いただいています。で、カラオケ設備の利用の自粛ということになります。これは17市町であります。12市町以外のところです。

お願いします。

すべての、これは県内すべての事業者の皆様をお願いします、24条9項に基づいて、ガイドラインの遵守、感染防止対策の徹底、事業所での従業員への感染防止対策の徹底、あるいは、外国人の方々への丁寧な周知ということになります。

そしてこれは法律に基づかない協力依頼でありますけれども、接触機会を減らすということから、出勤者、業種や地域の特性を踏まえてということになりますが、7割の削減を目指して、ぜひお願いしたいと思います。

今申し上げましたとおり、まん延防止等重点措置は全県で行います。

その中でより強い措置、感染状況・医療提供体制・生活圏という観点から、より強い措置、命令や罰則を伴うより強い措置をお願いしますのが、12の市町でありますので、全県でまん延防止の重点措置に取り組み、そして、県民の皆さんと一緒に、何としても感染を押しさえ込んでいきたいと思っておりますので、皆さんおひとりおひとりに、一緒に取り組んでいただくことをあらためてお願いしたいと思います。

私からは以上です。